



ユニオンニュース・掲示回覧用

私たちの地域合同〔第16回〕

「敵より1日長く」③

法的には全面的に組合の主張が認められたものの、会社が破産し、現実にはどうしようもないんじゃないの、というような理不尽な決定があり、いよいよ労組としての力が試される局面に入りました。わずか5人の分会員でしたが、当時の竹田委員長はほぼ毎日ワールドに泊まり込み、地域合同や南大阪の仲間も泊まり込みに参加するなど、粘り強く闘った結果、最初の泊まり込みから3年、1977年8月15日に元社長M及び管財人と大阪地域合同労組との間に次のような主旨の和解が成立しました。

- ①M社長は組合に解決金を払う。
- ②泊まり込んでいる会社の土地・建物をM社長にあげ渡す。
- ③印刷機は組合に引き渡す。

3項目がポイントで、これにより分会は生産を継続できるのです。組合は和解に先立って「株式会社国際印刷出版研究所」を設立し自主運営を続けていましたが、この和解で名実ともに分会が中心となって職場が再生されたという事になりました。「職場少数、地域多数」を抛り所に「敵よりも1日でも長く」を合言葉として闘ってきた成果であり、仲間の期待を背負って新生ワールドが発足しました。

(次号に続く)

宮迫クビ、やっぱりやーめた。は人ごとではない

7月下旬、吉本興業に関する2つの会見が耳目を賑わせました。労働問題として考えるとそこにはいくつか普遍的な問題が見えてきます。

1 契約解除？クビ？

業務委託契約なら契約解除、雇用契約なら解雇(クビ)です。社長もタレント側もクビと言ったり契約解除と言ったりバラバラですが、全く意味が違います。連合大阪への相談でもこの相談はよくあります。契約がハッキリしていないといざという時に泣きを見るのは働いている側だということがよく分かります。

例えば業務委託契約であっても、吉本の場合も私たちの職場でも実質的には労働者性が強いわけですから、労働組合法上は労働者です。このあたりのお話は一泊研修会できちんと学べます。

2 社員はファミリー？

契約が曖昧であるのと根っこは同じ問題です。今回は弁護士を雇った途端に社長が豹変したということですが、労働組合ができた途端に掌を返す社長もたくさんいます。

ファミリーとは「労働者(子?)のことは会社・社長(親?)が全部決める」という意味ではありません。親が認める範囲でしか子どもは自由ではないという意味でのファミリーです。労働者を一人前の大人としては扱わないということを行っているだけです。

3 最低限の生活保障？

例えば週40時間働いていれば最低限の生活保障を雇う側がするのは当然です。最低賃金では生活



できないなら賃上げを求めるのも当然です。

吉本興行には(拘束時間が)フルタイムでない芸人もたくさん「所属」しているので、そういうメンバーまで生活保障するのは会社としては負担でしょう。逆にそうであるならば、副業(闇営業)を全面的に禁じるのは合理性がありません。

契約が曖昧なせいで会社はいいとこ取りをしているのです。

トラブルにならなければ契約の中身をあれこれすることはほとんどありません。また契約について細かいところを詰めて交渉することも現実的ではないかもしれません。だからこそ大事なポイントとその意味を十分に理解しておくことが重要です。

北東アジアを非核地帯に＜反核平和行進＞



7月29日、南大阪平和人権連帯会議では、例年恒例となっている平和行進を行いました。

35度を超える猛暑の中、港区を3キロ余り行進し、ノーモア広島、ノーモア長崎を唱え、戦争反対、憲法改悪反対、平和な国の実現を訴えました。また、大阪港への自衛艦の入港への抗議や、沖縄辺野古基地建設反対のシュプレヒコールをおこない、行進を最後まで貫徹しました。

8

August

24日～25日

連合大阪地方ユニオン1泊研修会

詳細左記参照

29日(木) 18:30～第4回労働関係セミナー

エルおおさか 709

「ハラスメントのない職場づくりのヒント」

講師：大橋 さゆり 弁護士

9

September

12日(木) 18:30～ 本部執行委員会